

議会考

田

議員の条例提案わずか

2008年7月、対馬市議会は議員提案条例①の「ツシマヤマネコ寄付条例」を全会一致で可決した。市民らから寄付を募って「ヤマネコ基金」に積み立て、生息環境の保全など保護活動に生かすのが狙いだ。提案者は、市議2期目の小宮教義(56)だった。

条例案づくりに取りかかったのは、07年の夏頃。ほかの自治体の寄付条例を参考に文面を作り、市側の意見も取り入れながら半年後に完成させた。

その後は、他の議員らに根回しを行った。ヤマネコが生息する市内北部の議員は興味を持ったが、南部選出の議員らの反応は今ひとつだったという。

それでも、ヤマネコの保護が対馬の活性化につながるなどと説得を続け、全議員の了

議員提案条例 地方自治法は「議員は議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができ」と定めている。議

案を提出するには、議員定数の12分の1以上の賛成が必要となる。

「当然の仕事」の自覚薄く

承を取り付けた。条例制定後、寄付は市内外から集まり、基金総額は現在、約366万円に上る。

◇

小宮のように、議員が条例をつくるケースは極めて少ない。読売新聞社の全国自治体首長・議長アンケートによると、ここ5年間で、議員や委員会が政策的な条例案を作り、提出したことがある地方議会は18%。県内ではわずか5件だ。

なぜ少ないのか。県議の1人は「知事には県職員がいて、国会議員には政策秘書がいる。しかし、我々には、知恵袋となるスタッフがない。自分で一から条例案をつくるのは相当の時間と労力がかかる」と本音を漏らす。

議会内での「足の引っ張り合い」を要因に挙げる声もある。高知県室戸市議会議員の谷口總一郎(64)は約6年前、ゴミの不法投棄を禁止する条例案をつくり、議会に提案。

しかし、本会議では谷口ともう1人を除く全議員が反対し、否決された。

議会終了後、先輩議員に「市長から出してもらったら、自分たちは賛成するけど……」と言われたという。谷口は「1期目だった私の条例案が可決されたら、自分たちの立場がなくなる。こんな議会内のジエラシーが、議員の意欲をなくしてしまう面もある」と話す。

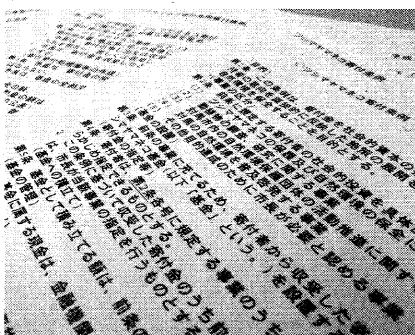
◇

ツシマヤマネコ寄付条例を成立させた小宮は今、新たな

条例案づくりに取りかかっている。集合住宅などのゴミ置き場に、収集箱の設置を義務づける内容だ。きっかけは、住民から「出されたゴミがラスや猫に食い散らかされた」という苦情を聞いたことだった。

「住民との距離が近い議員だからこそ考えられる条例だと思う。多くの議員が条例提案すれば、議会や地域はもっと活性化するはず」と力を込める。

首長と議会が、それぞれ選挙で選ばれる二元代表制。双方が対等な立場で議論するのが理想だが、現実ほどは遠い。県立大の野田遊准教授(公共政策論)は「条例案などの『たたき台』に見え、ことばでできて、たたき台そのものをつけない議員が多すぎる。政策提案は当然の仕事だ」と指摘している。(敬称略。小淵義輝が担当しました)



対馬市議会で可決されたツシマヤマネコ寄付条例の条文。議員提案条例はまだ少ない